規　則

○国家公安委員会規則第五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則

猟銃安全指導委員規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

附　則

この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第五号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に掲げる本店の所在地の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日

金融庁長官　細溝　清史

本店の所在地　アメリカ合衆国、ミズーリ州、チェスターフィールド、スウィングレー・リッジ・ロード一六六〇

○金融庁告示第六号

トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に掲げる日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日

金融庁長官　細溝　清史

日本における主たる店舗の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

○総務省告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十七年三月一日から平成二十七年八月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百五十人程度

四　派　遣　地　域　南スーダン共和国

○総務省告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　南スーダン派遣施設隊

外調整班ウガンダ組

二　国外派遣期間　平成二十七年三月一日から平成二十七年八月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派　遣　地　域　ウガンダ共和国

○法務省告示第百七号

島根県松江市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月二十四日

法務大臣　上川　陽子

島根県意宇郡揖屋村九百二十六番地　石原**德**太郎

○法務省告示第百八号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月二十四日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村居倉十八番地　穂積　**彦**一

○法務省告示第百九号

長崎市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月二十四日

法務大臣　上川　陽子

長崎市片淵二丁目五番地十六　冨永　清利

○法務省告示第百十号

石川県金沢市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月二十四日

法務大臣　上川　陽子

石川県金沢市白銀町七十二番地　川田　行敏

○法務省告示第百十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十七年二月二十四日

法務大臣　上川　陽子

一　指定を受けた者

氏　　名　小山　聡子

生年月日　千九百六十七年五月十七日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

アメリカ合衆国ニュージャージー州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年二月二十四日

法務大臣　上川　陽子

氏　　名　小山　聡子

生年月日　千九百六十七年五月十七日

○農林水産省告示第三百九十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係道県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十八年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十九年産の果実に係る共済関係から適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の平成二十七年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の平成二十八年産の果実に係る共済関係についての農業災害補償法第百二十条の六第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百九十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により読み替えて適用される第五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十九年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年二月十七日農林水産省告示第二百四十四号（農業災害補償法の規定に基づき、平成二十七年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及び